



R7.7.25

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

高槻障がい福祉サポートネットワーク (地域生活支援拠点等)について

高槻市 健康福祉部福祉事務所 福祉相談支援課



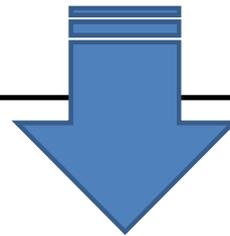


地域生活支援拠点等とは

2

国

障がい児者の**重度化・高齢化**や「**親亡き後**」を見据えて、
地域で暮らすための機能(4つの機能)を地域の実情に応じて整備し、
障がい児者の生活を**地域全体で支えるサービス提供体制**を構築すること



障がい福祉サービス等の提供体制(仕組み)を整備すること



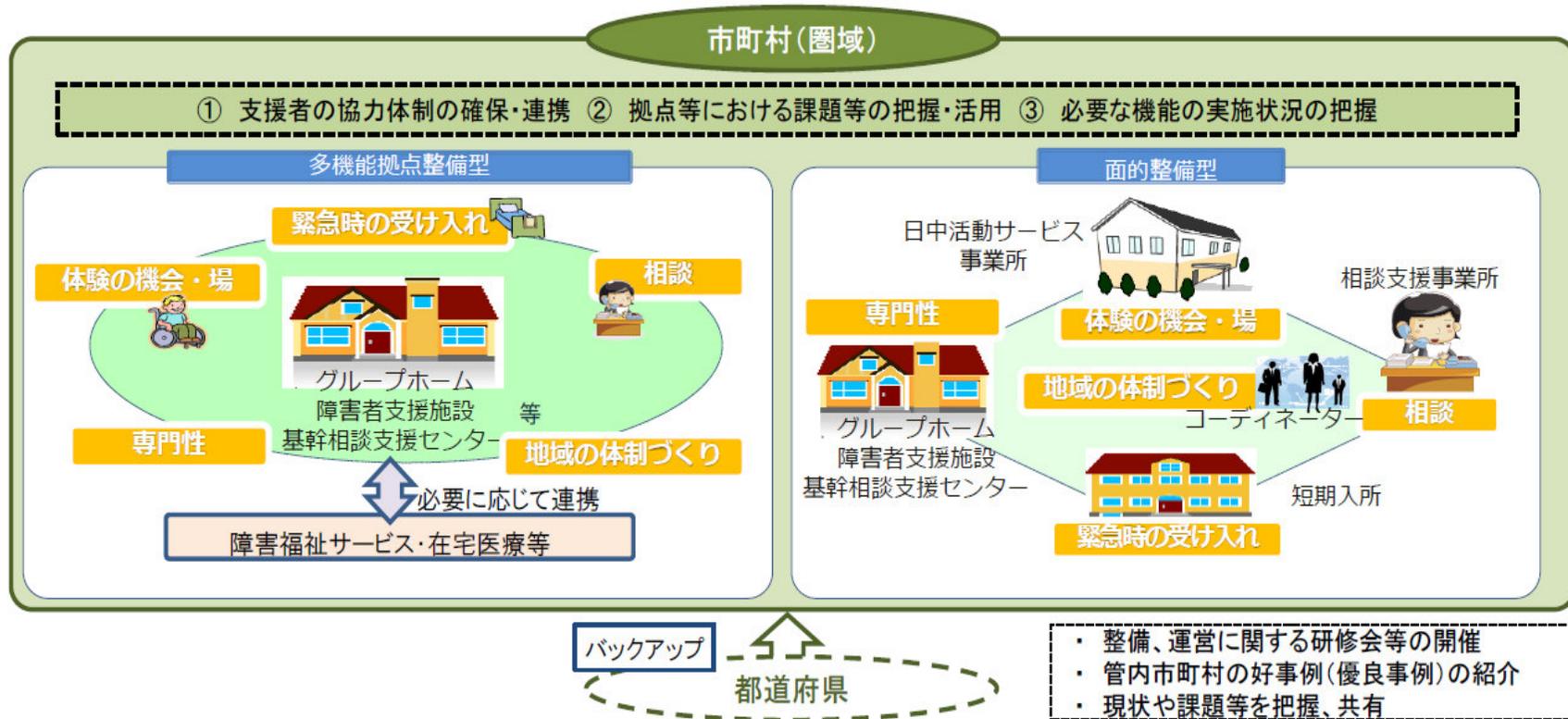
高槻障がい福祉サポートネットワークの4つの機能

- 1 相談
- 2 緊急時の受け入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人材の確保・養成





地域生活支援拠点等の整備方法について



※「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～第2版～
(平成31年3月)(厚生労働省)より引用



高槻市自立支援協議会 地域生活支援拠点ワーキング 5

(H28.11 ~ R2.3)

構成委員

障がい者支援施設職員・社会福祉協議会

障がい当事者・障がい者団体

医療機関・訪問看護ステーション

障がい福祉サービス事業所・相談支援事業所

行政機関



障がいのある方が安心安全に暮らしやすい地域を目指して、当事者や行政、障がい福祉サービス事業者等と一緒に考え、話し合いました。(H28.11~R2.3)



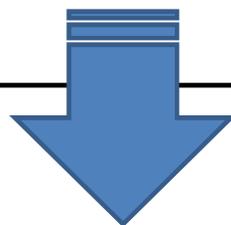
高槻障がい福祉サポートネットワーク

6

ワーキングで様々な意見を出し合い、協議を重ねていった結果…

高槻市

「高槻障がい福祉サポートネットワーク」という名称で
令和2年3月に整備(面的整備)



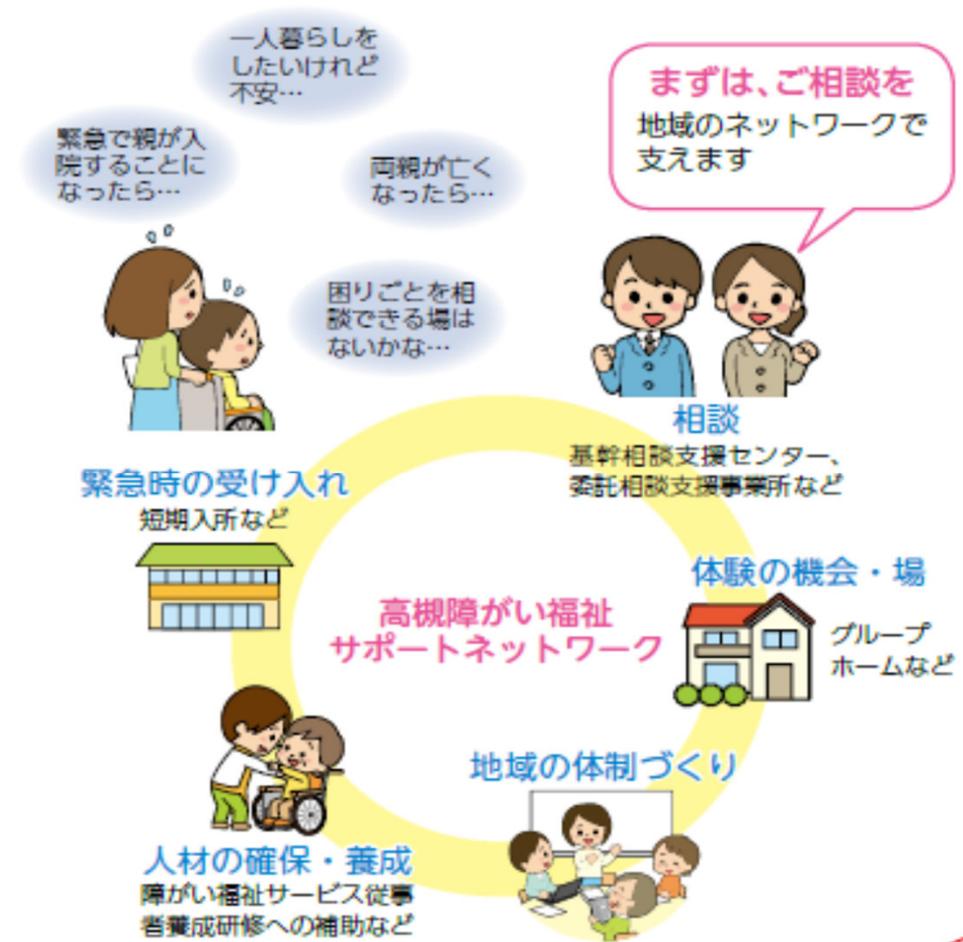
高槻市における様々な社会資源のネットワーク化により、

障がい児者の生活を地域全体で支える仕組みを整備



高槻障がい福祉サポートネットワークの4つの機能

- 1 相談
- 2 緊急時の受け入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人材の確保・養成





1 相談

障がい児者やご家族が、相談できる体制づくりを行っています。

※各事業所で受けられた相談について、対応が困難な場合は、適切な機関等と連携するなどお願いいたします。

2 緊急時の受入れ・対応

短期入所や居宅介護事業所等において、緊急受入体制の確保に努める。

※緊急時：介護者の急逝や入院等により、介護者が不在となる状態等「緊急時対応シート(※次項)」を活用し、緊急時の受入れの連絡調整等を円滑に行なう。

※短期入所事業や居宅介護支援事業所にも柔軟な対応ご協力をお願いいたします。



2 緊急

緊急時対応シート(別紙1)

別紙1

利用者の現状(基本情報)

氏名	生年月日	性別	年齢
住所	電話番号	FAX番号	
連絡先(家族等)	連絡先(親戚)	連絡先(近所)	連絡先(その他)
連絡先(介護施設)	連絡先(介護施設)	連絡先(介護施設)	連絡先(介護施設)

1. 概要(支援経路・現状と課題等)

2. 利用者の状況

3. 支援の状況

機関名(下段: 診療科名)	科名	通院頻度	処方薬	投薬頻度・方法
		頻度	剤名	回数・方法
			剤名	回数・方法
			剤名	回数・方法
			剤名	回数・方法

本人の主観(喜び・希望)

家族の主観(喜び・希望)

通院先、処方薬、
頻度等

4. 緊急連絡先

氏名	氏名または電話番号	本人との関係	連絡先及び住居等
①			
②			
③			

5. ADL等

移動

日常生活

行動

その他

6. 普段の過ごし方や好きな活動・物等

7. 緊急受入時に必要な支援・配慮など(緊急時対応等含む)

8. その他特記事項(家族の状況、災害時の対応等も含む)

ADL等
(移動、日常生活、行動)

行動面
具体例と支援方法を
記入

普段の過ごし方や好きな活動・物など
緊急受入時に必要な支援・配慮など



3 体験の機会・場

- ・障がい者の自立を促すための機会や場の提供、支援を行う。
 - ・単身生活体験事業を実施し、一人暮らしを体験する機会を提供している。
- ※グループホームの体験利用や、通所事業所等にける体験の受け入れ等を行うなどのご協力をお願いします。

4 専門的人材の確保・養成

- ・障がい福祉サービス従事者養成研修費の補助
(喀痰吸引、強度行動障がい、移動支援、同行援護、行動援護)
- ・相談支援専門員研修費の補助
- ・指定特定相談支援事業所新規開設費の補助



【参考】地域生活支援拠点等にかかる加算について

H30年度及びR3年度及びR6年度報酬改定より抜粋

	内容	加算
相談機能の強化（相談支援） （H30）	連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価	地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等
体験の機会・場の機能の強化 （H30）	日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ	体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで） +50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合
	地域移行支援	障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合



	内容	加算
緊急時における対応機能の強化 (R3)	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価 【要件変更(R6)】 関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える	(緊急時の対応を行った場合に加算) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合 ※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算(I)又は緊急時支援費(I)を算定した場合に更に50単位を上乗せする。
緊急時のための受入機能の強化(R3)	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価	短期入所、重度障害者等包括支援利用を開始した日に100単位/日 (加算) ※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
緊急時の重度障害者の受入機能の充実(R6)	平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所事業所において、重度障害者の緊急時の受入れについて評価。 あわせて、緊急時の受入れ体制構築を適切に評価【見直し】	平時から連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児者、重症心身障害児者、強度行動障害児者を受け入れた場合に、利用開始した日に200単位/日(加算)
平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価【新設】	平時からの連絡調整に従事する者を配置する通所系サービスにおいて、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。 緊急時受入加算 100単位/日	



高槻障がい福祉サポートネットワークの登録と届出について

- ◆ 登録方法（窓口：福祉相談支援課） ※メール、FAX可能
 - ・（様式第1号）高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録申請書を提出
 - 後日、登録決定通知、はにたんの協力機関ステッカーとマグネットをお渡しします。

- ◆ 届出について（窓口：福祉指導課） ※メール可能
 - ・ 高槻障がい福祉サポートネットワーク登録通知書（写）
 - ・ 給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
 - ※地域生活支援拠点等の欄「該当」を選択
 - ・ 運営規程 ※別紙記載例を参照し変更してください
 - ・ 変更届（様式第3号）
 - ・ 障がい福祉サービス事業等変更届（第13号）



高槻障がい福祉サポート
ネットワークHP（申請書）



運営規程（例）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等に該当する場合は次の記載例を参考に運営規定に項目を追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受入・対応</p> <p>介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。（居宅介護事業所等における緊急時の対応、短期入所事業所による緊急時の受入対応等）</p> <p>(3) 体験の機会・場</p> <p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行支援従事者養成研修、移動支援従事者養成研修の受講等）</p> <p>(5) 地域の体制づくり</p> <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。（高槻市自立支援協議会への参画等）</p>	<p>※「●●」⇒（その他運営に関する重要事項）の次条とする。</p> <p>※（1）から（5）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備・事業ごとに、実情に応じて、実際に担う機能を記載する。</p>

※ こちらの運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。

※ 福祉相談支援課にて登録の上、運営規程変更後10日以内に前ページに記載したの5点の書類を福祉指導課にご提出ください。

※ 適用開始日は、書類の提出が毎月15日以前になされた場合には翌月1日、16日以降になされた場合には翌々月1日としてください。



高槻障がい福祉サポートネットワーク交流会について

- ・年1回 サポートネットワーク協力機関を対象に交流会を開催しています。
- ・顔の見える関係を築き、事業所の垣根を超えて一緒に障がい者の生活を考えることでネットワークの強化を目的としており、毎年好評いただいております。
- ・今年度は12月を予定しております。

ぜひ登録いただき、ご参加ください！！





ご清聴ありがとうございました



← 高槻障がい福祉
サポートネットワークの市HPです